

議 事 録

会議の名称	令和7年第9回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和7年9月25日(木) 午後2時から 午後2時50分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第38号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2) 第39号議案 農地法第3条の規定による許可を必要する農地の競売に係る買受適格証明願について (3) 第40号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について(通年) (4) 第41号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (5) 第42号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (6) 第43号議案 農地法第5条の規定による許可を必要する農地の競売に係る買受適格証明願について (7) 第44号議案 地域計画における目標地区の素案の決定について (8) 報告第38号 農地法第3条の3の規定による届出について (9) 報告第39号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について (10) 報告第40号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (11) 報告第41号 買受適格証明願について (12) 報告第42号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について (13) 報告第43号 農地法第18条第6項の規定による通知について 5 事務局連絡事項 6 閉会
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和7年第9回本庄市農業委員会総会議事日程 2 令和7年第9回本庄市農業委員会総会議案

	3 (別冊) 地域計画目標地図の素案について 4 事務局連絡事項
その他特記事項	
主管課	農業委員会事務局

会議の経過	
発言者	発言内容
事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまより、令和7年第9回本庄市農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>それでは、議事日程に従い進行させていただきます。</p> <p>はじめに、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。それでは、ただ今から令和7年第9回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>次に、議事日程2、あいさつを田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>(田端会長、あいさつ)</p>
事務局長	<p>本日の会議でございますが、出席の農業委員数が本庄市農業委員会会議規則、以降「会議規則」と申し上げますが、会議規則第7条に規定する過半数に達しておりますので、会議は成立しております。</p> <p>それでは、以降の議事進行は、会議規則第6条第1項の規定により、田端会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議事日程3、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議席順に、議席5番中野委員、議席6番金子委員を議事録署名委員に指名します。また、事務局の高群局長補佐を書記に指名します。</p> <p>次に、議事日程4、付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。付議事件は、議案送付時に配付した議案7件及び報告6件です。</p> <p>はじめに、第38号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第38号議案をご説明いたしますので、議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>第38号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、本議案は、農地法第3条第1項の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めらるものでございます。本日提出、会長。</p>

	<p>申請内容につきましては、2ページをお願いいたします。申請件数は、売買及び贈与による所有権移転3件です。</p> <p>農地の権利移動についての許可判断要件といたしまして、農地法第3条第2項の規定に基づく、全部効率利用要件、農作業常時従事要件及び地域との調和要件がございますが、農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。</p> <p>引き続き、整理番号1から整理番号3までをご説明いたします。はじめに、整理番号1でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、議席13番田端会長でございます。</p> <p>次に整理番号2でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町飯倉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、議席15番鈴木委員でございます。</p> <p>次に整理番号3でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、傍示堂地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、議席2番内田委員でございます。</p> <p>整理番号1から整理番号3までの申請地位置図は、3ページから5ページまでとなります。全ての申請につきまして、受人の経営農地の現地調査及び書類等による審査を実施しましたところ、許可判断要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>上程議案の整理番号1から整理番号3までについて、地区担当委員からの報告を求めます。はじめに、整理番号1について、私が議事進行のため、私に代わり同地区担当の倉林推進委員からの報告を求めます。</p>
倉林推進委員	<p>田端会長に代わりまして、倉林より整理番号1について報告させていただきます。</p> <p>9月23日午後1時頃、田端会長と現地確認及び受人並びに渡人への聞き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書3ページ3-1の地図をご覧ください。申請地は、第一金屋公民館より西に約180メートルに位置しております。</p> <p>申請事由は売買です。申請地は、黒豆を作付け予定とのこと。受人の年齢は64歳、本人の農業従事日数は250日です。農機具は、耕うん機1台を所有しており、必要に応じてトラクターを渡人よりリースするとのこと。経営力についての生産性は適当であると思われま。</p> <p>申請地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、いつでも作</p>

	<p>付けできる状況でした。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われます。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>整理番号2について、議席15番鈴木委員の報告を求めます。</p>
鈴木委員	<p>整理番号2について、15番鈴木より報告させていただきます。</p> <p>9月24日午前10時頃、高山推進委員と現地確認及び受人への聞き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書4ページ3-2の地図をご覧ください。申請地は、篠の池より北西に約280メートルに位置しております。</p> <p>申請事由は売買です。申請地は、牧草を作付け予定とのことです。受人の年齢は42歳、本人の農業従事日数は365日です。農機具は、トラクター1台、トラック1台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。</p> <p>申請地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、いつでも作付けできる状況でした。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われます。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>整理番号3について、議席2番内田委員の報告を求めます。</p>
内田委員	<p>整理番号3について、2番内田より報告させていただきます。</p> <p>9月19日午前11時頃、福島推進委員と現地確認を行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書5ページ3-3の地図をご覧ください。申請地は、傍示堂農村公園より北に約120メートルに位置しております。</p> <p>申請事由は贈与です。申請地は、ブロッコリーを作付け予定とのことです。受人の年齢は46歳、本人の農業従事日数は330日です。農機具はトラクター1台、耕うん機3台、軽トラック1台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、いつでも作付けできる状況でした。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われます。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p>
出牛委員	<p>整理番号1と2について、経営状況をみると自作地、借受地がともに0㎡とのことですが、地区担当委員から農業従事日数がそれぞれ250日、365日と報告がありました。経営地と従事日数に乖離があるように思えるのですが、この点について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>委員のご指摘のとおり、それぞれ本人名義での自作地、借受地は0㎡とな</p>

	<p>りますが、整理番号1については、ご自身の宅地の一部を耕作地として利用し、農業を7年ほど続けているとのこと。整理番号2については、ご家族の名義での農地が多くあり、申請地の南側の農地で広く農業をしています。両者とも受人からの聴き取りにより、状況を確認したうえで申請をさせていただいております。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第39号議案「農地法第3条の規定による許可を必要とする農地の競売に係る買受適格証明願について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第39号議案をご説明いたしますので、6ページをお願いいたします。</p> <p>第39号議案、農地法第3条の規定による許可を必要とする農地の競売に係る買受適格証明願について、本議案は、農地の競売に参加するため、申請人から提出されました別紙買受適格証明願につきまして、農地法第3条の規定による許可が受けられる買受適格者であることについて審議を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>競売物件となっている農地については、申請人が農地法第3条の規定による許可申請を行った場合と同様の許可判断要件に基づいて、審議いたしまして、許可相当であれば、買受適格を認められる者である旨、証明するものとなっております。</p> <p>本件は、さいたま地方裁判所熊谷支部が執行する案件で、入札期間は令和7年10月29日から令和7年11月5日まで、開札期日は令和7年11月12日午前10時となっております。</p> <p>なお、当該買受適格証明書を交付された者が、今後裁判所におきまして最高価買受申出人となり、今回の証明願と同じ内容で農地法第3条の規定による許可申請が提出された場合は、総会での審議を省略し、内部の決裁のみで許可証を交付するものでございます。証明願の内容については、7ページをお願いいたします。交付申請件数は、1件です。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の山林1筆及び田1筆、面積は記載のとおりです。地区担当は、議席12番永尾委員でございます。</p>

	<p>申請人は、経営規模拡大を検討していたところ、申請地が競売物件となっていることを知り、裁判所での入札に参加するため、証明願の申請に至ったものでございます。</p> <p>整理番号1の申請地位置図は、8ページをお願いいたします。整理番号1の申請につきまして、申請人の経営農地の現地調査及び書類等による審査を実施しましたところ、許可判断要件を満たしているものと判断しております。以上でございます</p>
議長	整理番号1について、議席12番永尾委員から報告を求めます。
永尾委員	<p>整理番号1について、12番永尾より報告させていただきます。</p> <p>9月19日8時30分頃、武政推進委員と現地確認を行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書8ページの地図をご覧ください。申請地は、国道254号線生野交差点から西へ約250メートルに位置しております。地図によりますと、申請地2筆の間には水路がありますが、現地を確認したところ、実際には水路としての形状はなく、水流もありませんでした。</p> <p>申請地は自宅から近く、状況については以前から把握しており、今回競売の情報を知り、申請に至ったとのことでした。</p> <p>なお、申請地は、かぼちゃを作付け予定とのことでした。申請人の年齢は75歳、本人の農業従事日数は200日です。農機具は、耕うん機1台、トラクター1台、トラック1台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われまます。</p> <p>申請人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、いつでも作付けできる状況でした。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われまます。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第40号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について(通年)」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	第40号議案をご説明いたしますので、議案書9ページをお願いいたします。

	<p>第40号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）について（通年）、本議案は、本庄市が農地中間管理機構へ提出する別紙農用地利用集積等促進計画（案）に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律、以降「機構法」と申し上げますが、機構法第18条第3項の規定に基づき、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>農用地利用集積等促進計画、以降「促進計画」と申し上げますが、この「促進計画」は、農地中間管理機構が地権者から農地を借受、耕作者に貸付を行う際に作成する計画で、担い手への農地の集積・集約化を進めるものでございます。</p> <p>今回の計画内容は、耕作者変更分のみでございます。計画内容でございますが、10ページをお願いいたします。申請件数1件、畑1筆の面積1,173平方メートルでございます。設定する権利は、賃借権となっており、設定を受ける者は記載のとおりとなっております。</p> <p>促進計画は、機構法第18条第5項の規定に適合することが決定の要件となっております。本計画の内容でございますが、農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事することなど、同項に規定する要件を全て満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>（なし）</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手総員）</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第41号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第41号議案をご説明いたしますので、議案書11ページをお願いいたします。</p> <p>第41号議案、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、本議案は、埼玉県農地調整関係事務処理要領第2章第5-4-(2)-エの規定により、意見書を埼玉県知事に送付するため、別紙の農地転用許可後の計画変更申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画変更申請の内容につきましては、12ページをお願いいたします。申請件数は、1件でございます。</p>

	<p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆の一部です。令和7年6月16日が許可日となっております。</p> <p>申請地位置図は、13ページをお願いいたします。計画変更申請の内容ですが、基地局作業場用地の工事期間の延長による計画変更でございます。</p> <p>計画変更の理由でございますが、申請人は通信事業の基地局設置に伴う作業用地として、申請地の一時転用許可を受けましたが、半導体の問題により設置予定の無線機等の機器の制作及び納入の遅延が発生しました。さらに工事の再開にあたり、重機及び作業員について他の基地局建設等の工事との調整が発生したため、工程の見直しが必要となりました。以上の理由により事業計画を変更したため、今回の計画変更申請に至ったものでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第42号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第42号議案をご説明いたしますので、議案書14ページをお願いいたします。</p> <p>第42号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、本議案は、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、15ページをお願いいたします。申請件数は、所有権移転1件でございます。引き続き、整理番号1をご説明いたします。</p> <p>申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、東五十子地内の畑4筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建築条件付売買予定地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域です。地区担当は、議席9番反町委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、16ページをお願いいたします。5-1については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。</p>

	<p>第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が建築条件付売買予定地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと判断しております。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいてないものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>上程議案について、地区担当委員からの報告を求めます。はじめに、整理番号1について、議席9番反町委員の報告を求めます。</p>
反町委員	<p>9番反町より報告させていただきます。9月21日午後2時頃、高田委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては議案書16ページの地図の5-1の箇所をご覧ください。申請地は、増国寺から北東約250メートルに位置しております。</p> <p>申請目的は、建築条件付売買予定地としての所有権移転となっております。今回、譲受人は申請地を買い受け、7区画に区割りした土地を建築条件付きの分譲地として販売する計画となっております。当地は、幹線道路沿いで、商業施設などへのアクセスが良好であり、住宅地として最適であると考えたとのことです。</p> <p>以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われまます。農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われまます。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めまます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めまます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第43号議案「農地法第5条の規定による許可を必要とする農地の競売に係る買受適格証明願について」を上程いたします。事務局の説明を求めまます。</p>
事務局長	<p>第43号議案をご説明いたしますので、議案書17ページをお願いいたします。</p> <p>第43号議案、農地法第5条の規定による許可を必要とする農地の競売に</p>

	<p>係る買受適格証明願について、本議案は、農地の競売に参加するため、提出されました別紙買受適格証明願につきまして、農地法第5条の規定による許可を必要とする買受適格者であることについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>競売物件となっている農地については、申請人が農地法第5条の規定による許可申請を行った場合と同様の基準に基づいて、許可基準を満たしているかを判断いたしまして、許可相当であれば、買受適格を認められる者である旨の意見を付し埼玉県へ送付するものとなっております。本件は、さいたま地方裁判所熊谷支部が執行する案件で、入札期間は令和7年10月29日から令和7年11月5日まで、開札期日は令和7年11月12日午前10時となっております。</p> <p>また、今後、裁判所におきまして最高価買受申出人なった申請人が、今回の証明願と同じ内容で農地法第5条の規定による許可申請を行った場合は、総会での審議を経ずに許可相当として埼玉県へ送付するものとなっております。証明願の内容については、18ページをお願いいたします。交付申請件数は、1件です。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆及び田1筆、面積は記載のとおりです。申請事由は、敷地拡張用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、議席12番永尾委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、19ページをお願いいたします。申請人は、市外のアパートに居住していますが、自己用住宅の建設を予定していたところ、今回の競売用地を知り、緑の多い環境に惹かれ、裁判所での入札に参加するため、証明願の申請に至ったものでございます。</p> <p>申請地の農地区分でございますが、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。</p> <p>第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請人は買受適格を認められる者であると判断しております。以上でございます。</p>
議長	整理番号1について、議席12番永尾委員から報告をお願いいたします。
永尾委員	12番永尾より報告させていただきます。9月19日8時30分頃、武政推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては議案書19

	<p>ページの地図をご覧ください。申請地は国道254号線生野交差点から西へ約250メートルに位置しております。さきほどの39号議案の隣地です。</p> <p>申請目的は自己用住宅用地の敷地拡張です。申請人は市外の借家にて、生活しています。現在のアパートでは手狭になり、将来のことを考え、自己用住宅の建築を計画していました。今般、申請地を含む敷地が競売にかけられており購入を考えたところ、一部が農地であったため、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>これらの事から、転用目的及び必要性は妥当であると思われまますので、本申請人は買受適格の資格を有していると考えます。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第44号議案「地域計画の目標地図の素案の決定について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第44号議案をご説明いたしますので、議案書20ページをお願いいたします。</p> <p>第44号議案、地域計画における目標地図の素案の決定について、本議案は、農業経営基盤強化促進法、以降「基盤法」と申し上げますが、基盤法第19条の規定による地域計画について、同法第20条第2項の規定に基づき作成した目標地図の素案について、別冊のとおり提出することの決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>本議案の内容でございますが、地域計画の実行後においては、新たな担い手の位置付けや耕作者の変更、また、農業以外の利用に係る農地転用に際し地域計画の変更が必要とされており、農業委員会が作成する目標地図の素案についても、基盤法第20条第1項の規定に基づき変更素案の提出が本庄市から求められているものでございます。</p> <p>目標地図の変更素案でございますが、地域計画における目標地図を基として、令和7年9月1日現在において主に農地中間管理事業による貸借等による耕作者の変更を反映した内容に更新するものでございます。</p> <p>本議案の目標地図の素案につきましては、別冊のとおりでございますが、資料配付の関係上、各地区ともA3縮小版となっており、農地一筆ごとを耕</p>

	<p>作者と紐づけした情報など、地図に表記すべき記載の一部を省略しております。これらの情報を明記した目標地図の素案につきましては、農業委員会が策定するものため、委員の皆様のみ対象となりますが、令和7年10月9日まで、事前にご連絡いただくことにより農業委員会事務局または農政課窓口においてご覧いただくことができますので、お申し付けをお願いいたします。</p> <p>本議案は、あくまで農業委員会が提出する目標地図の素案でございます。実際の目標地図につきましては、今後、本庄市農政課が必要な調整を行い、地域計画の目標地図を作成するため、素案とは若干異なったものになると考えられるものでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>以上で、議案審議を終了します。続きまして、報告があります。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>はじめに、報告第38号をご説明いたしますので、議案書21ページをお願いいたします。</p> <p>報告第38号、農地法第3条の3の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、22ページをお願いいたします。専決処分件数は、3件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第39号をご説明いたしますので、議案書23ページをお願いいたします。</p> <p>報告第39号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、24ページをお願いいたします。専決処分件数は、2件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることにより埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第40号をご説明いたしますので、議案書25ページをお</p>

願いいたします。

報告第40号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。

届出内容については、26ページをお願いいたします。専決処分件数は、4件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転等をする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。

続きまして、報告第41号をご説明いたしますので、議案書27ページをお願いいたします。

報告第41号、買受適格証明願について、専決したのでご報告いたします。

証明願の内容については、28ページをお願いいたします。専決処分件数は、1件です。裁判所又は国税局等が行う農地の競売や公売については、農業委員会が発行する買受適格証明が必要となります。今回、市街化区域内の農地を農地以外のものにし、所有権移転をする買受申出のため、農地法第5条の届出に係る買受適格者の証明でございます。

続きまして、報告第42号をご説明いたしますので、議案書29ページをお願いいたします。

報告第42号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり提出された報告書を受理したのでご報告いたします。

受理件数は、5件です。報告書は30ページから39ページまでのとおりとなっております。

農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権等の権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっております。これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3か月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものでございます。

続きまして、報告第43号をご説明いたしますので、議案書40ページをお願いいたします。

報告第43号、農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理しましたのでご報告いたします。

通知内容については、41ページ及び42ページをお願いいたします。受理件数は、8件です。農地の賃貸借について、合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により、同項の許可を要しないで行われた場合に

	<p>は、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>以上で報告を終了します。これをもちまして、本日の議案審議及び報告はすべて終了いたしましたので、議長の任を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程5、事務局連絡事項でございます。</p> <p>(事務局長説明)</p> <p>以上をもちまして、令和7年第9回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。大変、お疲れさまでございました。</p>